

質問に対する回答

2023/3/13現在

NO	仕様書の項目	質問内容	回答
1	5 業務委託の内容 (2) 相談体制 エ	『相談業務に関する知識及び経験を有しており、国や地方公共団体が実施するSNS等を活用した相談業務の経験を有していること』とありますが、臨床心理士、公認心理士、精神保健福祉士、社会福祉士のいずれかの資格を有する相談業務経験者をSVとは別に相談員として配置することは可能でしょうか。	仕様書の5(2)カのとおり、SVには臨床心理士、公認心理士、精神保健福祉士、社会福祉士いずれかの有資格の配置を想定しています。その上で、相談業務の知識や経験を有する相談員（有資格者含む）を配置して頂く事を想定しています。
2	5 業務委託の内容 (1) 相談業務 エ	本事業の名称から「LINE相談」と示されていますが、これはLINE公式ビジネスを使用することが条件となりますか。 独自チャット相談システムを活用することも可能でしょうか。	厚労省がLINE公式ビジネスで構築したシステムを活用することを前提としており、全国統一のQRコードから沖縄県を選択して寄せられた相談に対応して頂くものとしており、独自システムの活用は想定しておりません。